

(3) 原因

南相馬市の生産者が生産した米は、前年使用していない農機具を使用して乾燥・調製を行っており、放射性物質の濃度が高かったものが1袋のみであったことから、農機具による汚染が疑われたため、米を洗浄して検査した結果、放射性セシウムの濃度は大きく低下した。

これらの結果から、農機具等の清掃が十分でなかったことにより、農機具に存在していた放射性セシウムが玄米に付着したことが原因であることが分かった。

3 対応

基準値を超過していないが、生産者は当該米袋を廃棄することとしている。

緊急時モニタリング検査結果について(福島県・穀類)

放射性セシウム
2品中
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日時	試料の種類	測定結果		
				セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	合算値 (Bq/kg)
1	いわき市(旧磐崎村)	H24.10.15	玄米	9.50	13.1	23
2	南相馬市(旧太田村)	H24.10.15	玄米	6.46	10.1	17

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

※合算値:セシウム-134とセシウム-137の合算値については、有効数字2桁(上位から3桁目を四捨五入したもの)で記載しています。